

郷土の古文書

「その16 流地証文と質地証文」

解説

江戸幕府は寛永20年（1643）に「田畑永代売買禁止令」を發布し、土地の移動に制限を加え、原則として田畑の売買を禁止していました。しかし、実際は田畑の質入れが行われ、返金できない小農たちが質流れという形で、永代売買も行われていたのです。その場合、証文にも書かれているように、年貢・諸役は買主の負担となります。多くは売り主（質入主）が小作料を納め小作人となって、その土地を引続き耕作したようです。これを直小作じきこさくとしました。また、買主が第三者を入れて耕作させる場合もあり、これを別小作と呼びました。

質地証文の大半は流れ地となり、田畑は村方上層農民や在方商人に集中し、17世紀末ごろから広範な質地小作関係が、より広がりを見せると、これに対し幕府は享保八年（1721）に「流地禁止令」出したのですが、結局これを撤回したのです。

さらに、延享元年（1744）には「田畑永代売買禁止令」の罰則をゆるめて公認するようになりました。

ところで、幕府は寛文年間（1661～73）特に関東の幕領を中心とする寛文総検地を実施しました。あきる野市

域の村々の寛文検地は、寛文5年（1665）～7年に実施されています。この画期的な土地制度の改変により、村落体制を確立させ、この時作成された寛文検地帳は、村支配の基礎台帳として、幕末期まで活用されました。

今回は、寛文検地前の流地証文①と検地後の質地証文②の二例を取り上げてみました。

①の流地証文は戸倉村「牛嶽の畑永百八拾文^(免カ)面之所」と、永高で表されています。戸倉村には「太閤検地」や「慶長検地」の検地帳は現存しないものの、それらの帳をもとに書かれたものと思われます。

一方、②の証文は寛文7年の検地より130年近く経た質地証文で、書き入れ条件等整っています。

最初に「字軍道村池下二而」と小字地名^{こあざ}が書かれています。軍道村とは乙津村の小字名で乙津村軍道が正しいのですが、江戸時代の証書類には、通常小字も村として書かれる事が多くあります。次に「土地の等級と面積」そして「縄名作兵衛分」と寛文検地の時点で耕作していた人の名前が書かれます。その他、何年季であるか、年季内に返金できない場合は流地としてもかまわない旨等必ず書き入れられます。土地売買の証文には売主・証人、親類等の他、名主が加判するのですが、戸倉村・乙津村は、ともに五つの地域に別れており、それぞれの地域が一つの村単位のように運営されていたため、組頭が名主の代りに加印しているものが見うけられます。

石見のつり

一 夏は法華堂にお供りなすまふまふなる
三音も信月坊の西の山に力付成と牛
舞し袖のり八枚入西に示の水にお後
こし石見の海に袖に山年法華堂
意心跡のり定おのりおのりおのり
今方とてい河の身は袖にけりし如
後らりんまらけけけけけけけけ
ささしわさしおのりおのり
雲字又記意一夏にけりおのり

迎人

石見のつり

石見のつり
おのり



相模中興物語文之夏

一字軍道村池下... 下宿之取部指原... 下宿五取部指原... 徳... 徳...

右者高津... 法... 言... 代... 志... 智... 東... 法... 邊... 志... 昔... 後... 後... 後...

寛政六年 春

智... 徳... 徳... 徳... 徳... 徳... 徳... 徳... 徳... 徳...

解説文

① 流地証文

手形之事

一辰之御年貢ニ相詰り金子三両二分
三百文借用仕候所実正也 為此代と牛
嶽之畑永百八拾文面之所永代ニ相渡
シ申候 右壳渡シ申候畑之御年貢漆壺
盃御済可被下候定めニ御座候 相残候永銭
全方にて御済可被成候 此畑ニ付而何様之

儀御座候共まつ代誰成ともいらん無^(末)

御さ候 為其手形如此候

寛文四年辰之極月廿六日

証人 才兵衛^印

市郎兵衛様

参

畑壳主 九郎右衛門^印

② 質地証文

相渡シ申質物証文之事

一字軍道村池下ニ而 下畑三畝式拾歩

下々田五畝拾式歩

縄名作兵衛分

右者当御年貢并諸用等差詰り申ニ付我等持

高之畑当寅ノ年々来ル卯ノ年迄式年賦之質物ニ相渡シ

代金式両只今慥ニ請取借用申処実正ニ御座候

尤 年賦相究候而元利共ニ返済仕候ハ、田

畑無違乱御返シ可被下候 若其節返金出

来リ不仕候ハ、此証文を以御年貢等茂御割付次第

御上納 畑何年茂支配可成 此地所ニ付脇々

違乱申者無御座 万一六ヶ敷義申者御座候ハ、

我等加判人罷出急度埒明貴殿江少も御

苦勞申間敷候 為後日之依而証文加印如件

寛政六年寅ノ

五月

ぐんどうむら

畑主 重 藏^印

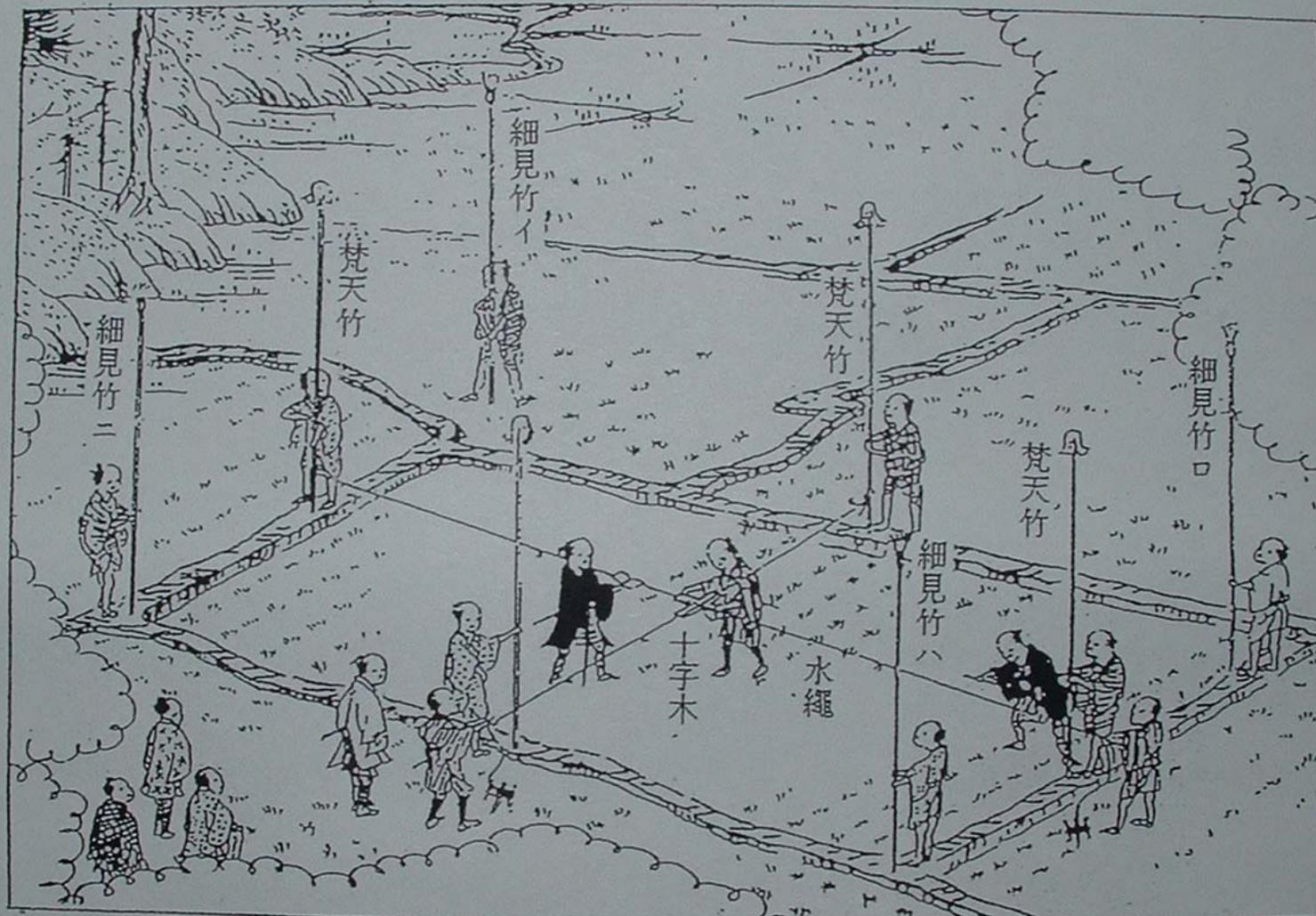
証人 久左衛門^印

組頭 八郎左衛門^印

同村

権右衛門殿

長方形に測る (見込打ち)



[徳川幕府県治要略]